



CPRC

COMPETITION POLICY RESEARCH CENTER
Fair Trade Commission of Japan

原始独禁法の制定過程 と現行法への示唆

神戸大学大学院法学研究科教授
競争政策研究センター主任客員研究員
泉水文雄

富山大学経済学部経営法学科助教授
競争政策研究センター客員研究員
西村暢史

目次

(1) 各法案の概要と関係諸資料

1945年末～1947年3月末

各法案の特徴とその背景

(2) 主要規定の変遷と検討

目的規定

共通要件

私的独占

不当な事業能力の較差

不当な取引制限

当然違法型共同行為

不公正な競争方法

国際カルテル

適用除外規定

分析対象の資料

A : 公正取引委員会資料

B : 旧大蔵省資料

C : 旧経済安定本部資料

D : 内閣法制局資料

GHQ : 米国国立公文書館資料(国会図書館憲政資料室)

(1) 各法案の概要と関係諸資料

1945年

12月20日

産業秩序法案 第一次案(商工省)

1946年

1月28日

同上 第三次案(商工省)

8月

「カイク」案

11月8日

不正競争の防止及び独占の禁圧に関する法律案要綱(商工省企画室)

12月10日

独占等の禁止制限に関する法律案(商工省産業復興局)

12月11日

Outline of the Antitrust Law

12月20日

独占等の禁止制限に関する法律案

12月21日

独占禁止法案の準備に関する発表及び説明について

1

2

2'

3

4

10月1日 産業秩序に関するカイク案実質的規定に対する意見

10月8日 経済秩序に関する示唆に対する意見

10月9日 経済秩序に関する示唆の要綱

11月4日 独占禁圧並びに不正競争防止に関する法律案要綱

11月3日 独占禁止に関する恒久的制度準備

11月16日 独占禁止法制定準備の趣旨について

12月2日 独占禁止制度要綱に関する件(案)

12月5日 独占禁止制度要綱に関する件(案)

12月7日 独占禁止制度要綱に関する件(司令部提出用)

12月14日 独占禁止制度要綱に関する件(未定稿)

12月16日・18日 Conference Report



1947年

1月1日

私的独占の禁止及び公正取引
の確保に関する法律案(商工省)

5

1月2日 労働組合に関する米国側意見

1月10日 独占禁止法案の追加修正
(農林省)

1月24日 独占禁止法案に対する意見
(農林省)

1月1日～15日版

1月15日版

1月17日版

1月20日版

6

1月23日 立案要旨

1月22日～28日 立案要旨類似の法
案説明

1月22日

私的独占の禁止及び公正取引
の確保に関する法律(試案)

7

1月22日～28日 の修正版

1月28日

私的独占の禁止及び公正取引
の確保に関する法律(試案) - 司令
部に提出するもの

8

1月25日 緊急連絡

1月27日 サルヴィン氏との会議

1月27日 農林省からの意見(英文)



2月4日
Law relating to Prohibition of private monopoly and preservation of lawful trade; Tentative Draft

9



2月5日 サルヴィン氏私的チェックリスト
2月6日 独占禁止法案に対するGHQ側意見
2月6日 独占禁止法案に関するG.H.Q.側意見

2月22日
私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(修正試案)

10

2月8日 カイム氏案を変更した点及びその理由

2月25日
私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(修正試案)



11

2月5日 独占禁止法に対する修正意見(1)
2月10日 独占禁止法案に関するG.H.Q.との折衝(2)
2月13日 独占禁止法案に関するG.H.Q.との折衝(3)
2月19日 独占禁止法に対する修正意見(二)
2月21日 独占禁止法に対する修正意見(三)

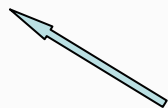
Law relating to Prohibition of private monopoly and preservation of lawful trade; Revised draft

Prohibition of Private Monopoly and Preservation of Free Trade Bill; First Revised Draft



3月6日
私的独占の禁止及び公正取引の
確保に関する法律(第二次修正試案)

Law relating to prohibition of
private monopoly and preservation of
Fair Trade; Second Revised Draft



12

3月11日・12日・14日 米国側メモ
2月25日付修正試案に対する意見

3月9日
私的独占の禁止及び公正取引の確
保に関する法律(第三次修正試案)

3月11日
Law relating to Prohibition of Priv
ate Monopoly and Methods of
Preserving Fair Trade; Third Revised
Draft



3月11日

私的独占の禁止及び公正取引の
確保に関する法律(第四次修正試
案)

13

3月15日・20日 サルヴィン氏のメモ

3月15日

私的独占の禁止及び公正取引の
確保に関する法律(第五次修正試
案)

14

日付不明 私的独占の禁止及び公正
取引の確保に関する法律案の提案の
理由説明(本会議用・委員会用)

‘Bill relating to prohibition of
private monopoly and other methods
of preserving of fair trade

15

3月24日 私的独占の禁止及び公正
取引の確保に関する法律案説明

3月31日 衆議院・貴族院可決

4月14日 独禁法公布(7月1日施行)



補足：制定過程の担い手

米国側

マッカーサー

独禁法制定を指令

エドワーズ調査団報告書

Posey T. Kime

カイク判事

「カイク」案作成

Lester N. Salwin

1946年12月4日就任

日本側

独占禁止準備調査委員会

9名の衆議院議員

意見聴取対象者8名

各省庁から実際の担当者

橋井眞・橋本龍伍・石井良三・小山雄二・村上孝太郎・柏木一郎・矢沢惇等で役割分担と日本側内部調整



(2) 主要規定の変遷と検討

目的規定

で確定

- ・ 立法作業当初は「国民経済の発達」と「消費者利益の確保」 「カイク」案(次頁(ii))を継承
- ・ 「自由競争」、「民主主義」は、日米交渉時の米国側からの強い意見により挿入、日本側は当初抵抗 ◇ 9
- ・ 「事業支配力の過度の集中を防止」も同様
 文言としては、「権力の集中」 ◇ 9
- ・ 目的に関する制定直後の解説(石井・商工省)
 究極目的(国民経済の民主的で健全な発達促進)、
 第一次的目的(公正・自由な競争の促進)という区分

二つの英文「カイク」案と目的規定

(i) 挑戦せられることのない経済的勢力は創意を殺し、節儉を止め、活気を抑圧すること、競争を免れてゐることは産業の進歩の麻醉剤であり、敵対は之に対する刺激剤であること、独りだけで良いことをしようとする不可避的な気持を拘制するために絶えざる緊張の拍車をかけることが必要であり、勢力は腐敗する傾向あり、而して絶対的勢力は絶対に腐敗するものである。

(ii) 本法の目的は、経済の進歩並に発展の諸条件を最も広汎に促進することにある。即ち、事業又は商業取引に於ける生産、分配及び取引の拡充、市場及び原材料への公平なる参加、高度の雇傭と国民実所得の維持、並に(以下略)

(iii) 本法は平和的民主的諸力の成長に寄与するような型の経済的手段及び制度の発達を助長することを目的とする。

英文

- (i)、(ii)、(iii) すべて含むバージョン
- (ii) だけのバージョン

日本語訳

- (i)、(ii)、(iii) すべて含むバージョン (47年1月版など)
- (ii) だけのバージョン (46年9月版)
- (iii) だけ訳がないバージョン



主要規定の共通要件

- ・「公共の利益に反して一定の取引分野における競争を実質的に制限する」は
で確定(英語版は)

1月において、排除、支配、拘束、制限に概念が形成、その過程で、状態規制
から行為規制へと文言が大きく変化

- ・日本側主張の最も顕著な点
- ・「公共の利益に反して」(意図)

3つの意味ででてくる

(1)公共福祉(public welfare) の一般規定制定過程の途中で消滅

6

(2)共同行為の当然違法型の規制

公共の利益 最後には消滅

(3)不当な取引制限、私的独占の共通要件

公共の利益 現在も残る

-
- ・(1)「公共福祉 (public welfare) 」の一般規定 (消滅)
「事業者は、公共の福祉に適合するように、
その事業を営まなければならない」

6

: 事業活動の倫理的基準 (宣言的意味合い)

「事業活動の倫理的基準を、憲法二十九
条の字句 を用ひて し」(立案要旨)

それ以降はこの規定は消滅

制定後の解説書の「公共の利益」の「憲法上の公
共の福祉」との関係

: 「善きトラスト」と「悪しきトラスト」(石井)

・「公共の利益に反して」(意味)

日米間の認識の相違:特に(2)「共同行為」規制規定について

日本側:「共同行為」に対する「公共の利益に適合する場合」及び、私的独占が市場支配目的の場合と「産業合理化の見地」を区別し
後者(立案要旨)、 6



「経済活動が国民経済的利益と一致すべき要請の表現」(法律案説明) 15

米国側意見:「大雑把且つ定義不可能な文言であり、法的に認められるものではない」 12

その後、(2)当然違法型共同行為では削除され、私的独占・(3)不当な取引制限では残った

制定後の解説書においても(2)の当然違法型共同行為において公共の利益を読み込むかどうかは見解が対立


・「一定の取引分野」


では「地理上又は配分上の (either geographical or distributive)」で、この概念が、  や制定後の解説書にも継承された


ただしこの概念は法律案には一貫して存在せず、「一定の取引分野」が使われ、これが確定したのは

・「競争の実質的制限」

で確定

「競争の大部分が排除されて残存競争が市場の大勢に影響力をもち得ない程度の場合をも指している」 

「競争者が形の上で残っているにしても、それが将来到底成立ってゆかないと云う程度に至らしめる」 

「競争が殆んど行はれないようにすること」 

・「競争の実質的制限」(制定後の解説書)

「競争者の経営の規模が小さいか、又はその他の事業に制約されて、競争者が著るしく生産額を増加することができず、仮に増加しえたとしても、獨占者の供給制限が必ず全供給量の不足を生ぜしめるやうな場合、即ち競争者の供給増加の不能によって競争が制限される場合」
(石井)

「市場支配の意味に解すべき(中略)価格または供給その他の条件を一方的に決定しうること」(矢沢)

私的独占

・タイトルとしての「私的」独占

「不当¹ 私的² 不当 私的」という変遷

「市場の狭隘に自然に発生する独占的状态等は、ここに言ふ『独占』のうちには含まれ…ないことを明にする。即ち不当な独占を不法とする趣旨」¹

12において米国側が「不当」に対して批判(曖昧で逃げ道として使われる)「私的」へ

と「で確定(10において「私的」の趣旨が明確化)

「我国の如き資源貧弱、中企業過多の国状からみて国营、国家管理、国家統制を必要とする部面多いといふ意味で私的を加え趣旨を明らかにした」

ただし、奇妙にも、法律名では早くから「私的独占」

・Monopolizationが、「独占」と訳されている。 独占の状態概念と「独占化」という行為概念の混乱があったか(?)

・排除行為と支配行為

支配は明らかに日本固有の概念 成立の経緯は？

両行為概念が揃って登場したのは◆6◆◆7◆◆8の間

特に◆6◆では、「その行為の内容は性質上抱きこむ場合と、取除ける場合」という記述

法案では、において挿入

◆15◆では、「圧力を加えて、他の事業者の事業活動を窒息せしめること、その事業活動の場の移転を余儀なくせしめること、並びにその事業活動を自己の自由に左右する（中略）その現実的手段で、（中略）株式取得、役員兼任、合併、営業譲受け、その手段に訴へることもあり得る」

企業結合規制との関係

不当な事業能力の較差 格差の排除に必要な措置

- ・立法作業初期から日米間で対立(に対する批判 ◆1)
- ・米国判例法(アルコア事件・アメリカタバコ事件) ◆3
- ・法案

「未だ私的独占の程度に至っていないもの」 ◆15

及び ◆1 において「不当な独占を生ずる虞」と規定
技術的理由等による正当化事由は で登場(途中
変化もあり)し最後まで

原始独禁法の「私的独占を行うことができる程度」の3
要件は で登場し、確定

・規制の理由

「事業活動の場としての状態を取締ることは、一見奇異に思はれるが、独占行為或ひは制限行為と、個々の事業活動の合併とか役員兼任等の行為とを段階的に結びつけるようにすれば、その間に一つの状態が規定されることは必定で、それがこの較差に当る。この条文に該当する事例は少いことを望むや切であり又事(判読不能のため略)該当する事例は殆どないと考へられるが、今後、事業が資本の効率を超えて増(判読不能のため略)するやうなことが妨げることは、日本経済にとって歓迎されるべきことと思はれる」(立案要旨) ◆

不当な取引制限

・「遂行」概念(米国側の意図)

´における手書き修正が最初

「or otherwise conducts」

その後、再度 ´において手書き修正が挿入

法案としては、 と ´で確定「or carries」

「共同行為に出るに当って(中略)拘束に迄は至らなく

とも、経済活動上共同の歩調の下に出でる場合」(法律案

説明) ◆15

共同歩調に基づく価格設定を想定か？

制定直後の解説書における対立

共同行為

・原始独禁法は、(1)不当な取引制限、(2)当然違法型の共同行為規制(影響が問題とする場合に至らない場合は例外)の二類型

・条文構造

ですすでに当然違法型と合理の原則型の二類型

当然違法型の例外をどう書くかで最後まで修文がなされた

◆1 は特に当然違法型を拒絶・公益基準挿入を主張
へ反映:「公共福祉の促進」の挿入

では「取引の不当な制限」の「推定規定」と「蓋然性(虞)規定」
の二類型

以降、「取引の不当な制限」と「共同行為」に区分(後者は公共
の利益考慮の許可制)

に対する米国側修正

公共の利益基準削除を指示

では「一定の取引分野における競争の実質的に制限する場合」を規制するとしている

では再度「公共の利益に反して」が の前に挿入

では「公共の利益に反して」が の後ろに移動

において日本側の上記要件を削除指示 + 2項において適用除外規定の指示

で「一定の取引分野における競争に対する(中略)共同行為の影響が軽微な場合」を規定(原始独禁法では「問題とするに至らないものである場合」)

・共同行為の行為類型

においてはボイコットや基準地価格制、抱き合わせ協定が当然違法の行為類型に含まれていた

◆3では基本的に米国判例法に従った行為類型を列挙

◆10では特にボイコットについて、「不正競争」、「取引制限」に該当すると指摘

以降ボイコットは明確な文言という意味では行為類型に入っておらず、において完全に削除される

原始独禁法の4つ(価格カルテル・数量カルテル・市場分割カルテル・設備投資等カルテル)へ

不公正な競争方法：違法性の根拠と行為類型

では「不正競争防止法 カイム案では不正の内容を抽象的に定めて具体的問題については委員会等により査定なさしめる」+ 行為類型も不正競争防止法を含む

Questions pertaining to the interpretation of Anti-Trust Laws (12月付日本側からの反トラスト法の理解の質問文、射程を競争減殺型に限定、不正競争防止法的な規制の排除提案、回答不明)

では排他的供給契約と抱合せは「取引の不当な制限」へ移動

では「同業者の事業の活動を妨害する」目的、附則52条「不正競争防止法は(中略)廃止」とし、ボイコット挿入

では不正競争防止法関連の行為類型を削除

、では「不当に自己の事業能力を拡張し又は維持する為」とし、「公共の利益」基準の行為類型

、 　では柱書で「競争者の事業活動を排除する目的」、「不当に自己の事業能力を拡張し又は競争者の事業活動を排除し、若しくは支配する目的」として、「私的独占」と「不当な取引制限」の予防規制を明確化(1946年12月付史料や ◆6、◆12も同旨)

では「公共の利益」基準の委員会指定を規定 ◆11

では柱書を「公共の利益に反する競争手段」と定義づけし、「公共の利益」基準の委員会指定を、単なる委員会指定に変更

は 　に回帰するが、 　で改めて 　の柱書が削除され、「公共の利益」基準の委員会指定も復活
「公共の利益」をどのように理解すべきか、射程拡大？

国際カルテル(国際協定・契約)

◆1 において「貿易事業について必要な除外規定を設けること」とする記述から議論はスタート

◆3 及び ◆7 では「貿易事業」について適用除外を規定

◆4 及び ◆9 で米国側から「国際カルテルの禁止規定の欠如」という批判

抵抗していた日本側が◆11で譲歩し、規定挿入を了承

(市場効果要件を付した許可制)から (厳格な原則禁止と認可制)への転換過程

◆15 では「輸入品を用ひこの本邦市場の競争を制限する行為は違法」としている

当時の判例の効果理論に基づくものか

適用除外

事業法令

◆6 において「ここに列挙される法規の保護する公益が本法の規定する公益より広いわけであるが、その広くなった部分に於て、本法の精神からみての適当な限界をつけてほしいと思われるものも多いのであり、これは夫々の法規の改正を待つこととする」

◆15 では「この法案を適用しなくとも、事業者の活動について当該事業法規により、反トラスト法と同様な監督が加へられることの保障を得ようとする趣旨」

個々の法を独禁法の趣旨に適合させる

個々の法が正当とする行為は独禁法でも是認

自然独占

を中心に、この前は「国又は地方公共団体」とし、この後「鉄道事業、電気事業、瓦斯事業その他その性質上当然に独占となる事業を営む者」と変更

では手書きで自然独占 (natural monopoly)

◆15 でも「私的独占」との関係で「自然独占」と記述

制定後の解説書では、「経済的な理由から、自然に独占状態が生ずるという意味の独占ではないのであって、経済的理由の如何を問はず、事業の客観的性質からいって、当然に独占状態が生ずるようなもののみを意味している」(石井)

知的財産権

結論として、基本的にカイク案を直接継承

では知財に共同行為・適用除外・罰則という三本柱
という早い段階において規定の文言(権利の行使と認められ
る行為には適用しない)が確定(12月)

以前は知的財産権の「範囲内において有効」とする内容
ただし、若干の実質的議論があった

- ・ 排他条項に対する日米の考え方の違い(米国は排他条項
禁止規定を置くべき、日本は旧23条の解釈で対応可能)
- ・ **15** では「特許権者乃至は実施権者の特許プール協定に
基づく取引制限行為は、法律に基づく『権利の行使』と認められ
るものでなく、本法案の適用を受けると解する」(法律
案説明)

協同組合

当初は、内部行為とそれ以外の行為を区別し、内部行為のみ適用除外

より登場

において「内部」行為削除

「組合の内部行為と外部行為を判別することが必ずしも容易ではなく、外部関係についても本法の適用を除外しなければ、組合の活動を円滑に行うことができない」(石井)

但書

において初めて登場(内部行為削除との整合性)
で確定(不公正な競争方法を挿入)

労働組合

適用除外規定を置くのか、規定自体を設けないのか議論

適用されうるが(米国の判例を参照した)、基本的に適用除外とすべきとの立場 公益要件(カイク案)、全面適用除外(その後)

事業者でなくそもそも適用されず規定は不要という立場
までは適用除外規定が置かれていた

8 において「労組の除外条文は削除と決定」
以降、規定はない